

詐害行為時に債権発生基礎たる法律関係が存在していたものの債権未発生であった場合の詐害行為取消権の成否

弁護士 福市 航介

第1 はじめに

- 1 債務者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会や信用保証会社(以下「保証機関」という。)による機関保証がなされることが多い。この場合、債務者は、取引金融機関との間で融資契約を締結するほか、保証機関を保証人とならしめるべく信用保証委託契約を締結する。債務者が経営破綻した場合には保証機関が代位弁済をするため、債務者は金融機関から融資を得やすくなる²。
- 2 上記のような保証機関を利用した融資事例において、保証機関が金融機関に代位弁済する前の段階で、債務者(又はその保証人。以下、併せて「債務者等」という。)がその保有する資産を関係する第三者へ贈与、売却(以下「贈与等」という。)するというケースが少なくない。この贈与等の中には、債務者の経営が困難な状況でなされるものがある。このような債務者等の行為を無制限に許容すれば、保証機関が代位弁済によって債務者に対して取得する求償権の引き当てとなるはずの資産の逸出を認めることになる。これでは、債務者等が不当に利する反面、保証機関が不当に損失を受けるケースが生じる。債務者等をして適切な民事責任を果たさせるべく、債務者等が行った前記の贈与等の効力を否定し、債務者等の責任財産を保全する必要がある。
- 3 このような債務者等による資産逸出行為を取消し、責任財産を保全するため、民法424条は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取り消しを裁判所に請求することができる」と規定している。いわゆる詐害行為取消制度であり、金融分野での債権回収において多く利用される制度である。そこで、保証機関は、この詐害行為取消制度を利用し、金融機関に代位弁済する前ではあるものの、債務者等の資産状況が厳しくなった段階での贈与や売買が「詐害行為」であると主張して、その取消しを請求できないか。以下、事例を設定して、当該論点について若干の検討を行う³。

第2 検討事例

S株式会社(以下「S」という。)は、G銀行(以下「G」という。)から、平成19年10月10日、1000万円の融資を受けた。また、Sは、同日、X信用保証協会(以下「X」という。)との間で、SがGに対して負担する債務についてXが保証するとの内容の信用保証委託契約を締結し、その後、Xは、Gとの間で、SがGに対して負担する債務について保証するとの合意をなした。

ところが、Sは、平成25年9月30日時点で、大幅な債務超過状態となった。そこで、Sは、Gとの間で、翌10月から平成26年9月までの間、毎月の弁済を利息の支払いのみとする変更契約を締結し、Xは、これを保証した。

上記の状況が変わらない中で平成26年3月30日、Sは、その所有する唯一の不動産(無担保)をSの代表者の妻でSと同居中のYに贈与した(当該不動産は、S代表者とYの自宅である)。Sは、平成26年6月頃からGへの利払い弁済も滞りようになった。そうして、Xは、平成26年11月30日、Gからの請求を受け、Sに代わって代位弁済した。

Xは、Yに対し、SとYとの間の贈与契約が詐害行為であるとして、XのSに対する求償権を被保全債権として詐害行為取消権を行使できるか。

第3 民法424条の「債権者」—被保全債権の成立時期の意味

- 1 Xは、SのYに対する平成26年3月30日の贈与時点では、Gに対して代位弁済を行っておらず、Sに対して求償権を有していない。そのようなXが、事後にSに対する求償権を取得したと主張して詐害行為取消権を行使できるか。民法424条が「債権者」と規定するので、Xが、この「債権者」に該当するかが問題となる。
- 2 この点について、一般に、詐害行為の取消をなす債権者は、詐害行為時に既に発生していた債権を有する債権者であるとするのが判例であるといわれている。最判昭和33年2月21日民集12巻2号341頁が、「債務者の行為を詐害行為として民法第424条を適用するには、その行為が取消権を行使する債権者の債権発生後になされたことが必要である」と判示し、大判大正6年1月22日民録23輯8頁が同趣旨の判示をしたからである(以下、それぞれ「最判S33」、「大判T6」という。)。最判S33および大判T6を形式的に検討事例に適用すると、Xは民法424条の「債

権者」ではないことになる。Xは、SからYへの贈与後、Gに代位弁済をして求償権を取得した以上、Xは、Sの詐害行為当時には、未だSに対する債権を有していたとはいえないからである。実際、このような考え方を支持する学説も存在する⁴。

3 しかしながら、検討事例において、そのような結論を採用することは不当であろう。主債務者との間で信用保証委託契約を締結している保証機関は、将来、主債務者に対する求償権者となる可能性を有している。そのため、求償権発生前であっても、主債務者の責任財産について利害関係がある。他方、主債務者は、信用保証委託契約を締結している以上、保証委託先が債権者に対して代位弁済をすれば、自身の責任財産は保証委託先の求償権の引き当てとなることを知っており、これを覚悟すべき立場にある。当事者は、保証機関が主債務者の責任財産の保全に保証委託契約締結時から利害関係を有していることを前提としている。それにもかかわらず、求償権者となった保証機関の主債務者に対する詐害行為取消権が一律に成立しないとすれば、主債務者の責任財産保全を目的とした詐害行為取消権の機能が著しく減殺されてしまう。

4 そもそも、最判S33および大判T6が詐害行為後に発生した債権を有する債権者が民法424条の「債権者」に該当しないとしたのは、大判T6が摘示するとおり、「詐害行為以後ニ発生シタル債権ニ在リテハ債権者ハ其既ニ減少シタル債務者ノ財産ヲ目的トシテ債権関係ヲ発生セシメタルモノト看做スヘク毫モ債権者ノ予期シタル担保ノ利益ヲ害セラレタルモノト謂フコト能ハサル」からである。つまり、債務者の行為後に債権を取得した債権者は、債務者の行為によって害されることはあり得ないというのである。そうすると、民法424条の「債権者」の要件は、債務者の行為がおよそ詐害性を有することがあり得ない関係にある債権者を除外するという機能を有しているに過ぎないと解することができる。最判S33および大判T6が示した被保全債権の成立時期という基準は、このような債権者を判別する1つの基準に過ぎないものと捉えることが妥当である。そうだとすれば、債務者の行為が詐害性を有する可能性があるという関係にある債権者であれば、詐害行為時に未だ債権が発生していなかったとしても、民法424条の「債権者」に該当するというべきである。

5 最判S33や大判T6で問題となったのは、詐害行為後の新たな原因に基づいて債権を取得したために債

務者の行為によって債権が害される可能性が全くない債権者であった。また、あらかじめ財産を処分して強制執行を免れる行為がなされた場合において、後に発生した債権を被保全債権とする取消権の行使を認めた大判昭和3年5月9日〔大〕民集7巻329頁(以下「大判S3」という。⁵)は、最判S33や大判T6には形式的には反するよう見えるが、判例変更はなされてない。さらに、将来の婚姻費用の支払に関する債権でも、家庭裁判所の調停によって支払が決定されたものである場合は既に発生した債権として被保全債権となりうると判断した最判昭和46年9月21日民集25巻6号823頁も⁶、最判S33や大判T6には形式的には反するよう見えるが、判例変更はなされてない。

これらを整合的に解釈するためには、最判S33および大判T6の射程は、債権が害される可能性がある債権者が問題となる事案には及ばないと解釈することが必要である。実際、多数の下級審裁判例が、前記最高裁判例を参照しつつも、厳密には詐害行為当時に債権が発生していなくとも、一定の利害関係があれば、当該利害関係を有する債権者を民法424条の「債権者」であるとしている⁵。

6 そうすると問題となるのは、「債務者の行為が詐害性を有する可能性がある関係にある債権者」とは、どのような債権者をいうのかという点になる。

この点、「債務者の行為が詐害性を有する可能性がある関係にある債権者」に該当するためには、単なる事実上の利害関係があるだけでは足りず、少なくとも「債権発生基礎となる法律関係が債務者の行為前に存在していること」が必要であると考えられる。なぜなら、債権者と債務者が債権発生基礎となる法律関係を有するという事は、債権者は、既に当該法律関係に入ったときから、当該法律関係に基づく債権者となりうる者として債務者の責任財産に法律上の利害関係を持つ反面、債務者としても、当該法律関係に基づき将来発生する債権の引き当てとなることを覚悟すべきことを意味するからである。このような状況での債務者による責任財産逸出行為は、債権者が引き当てとして予定していた責任財産を害する抽象的な可能性がある(なお、具体的に債権者の責任財産を害したか否かまでの判断は不要である。前記のとおり、民法424条の「債権者」の要件は、債務者の行為がおよそ詐害性を有することがあり得ない関係にある債権者を除外するという機能を有するに過ぎないからである。)

なお、実際に詐害行為取消権を行使するためには、その要件として、「当該法律関係から債権が発生したこと」が必要であろう。詐害行為取消権が債務者の財産管理処分権限に対する例外であることからすれば、具体的に保全すべき債権が発生してはじめて債務者の財産管理処分権限の制限を認めることが正当化されるからである。

このように、民法424条の「債権者」であるためには、①「債権発生基礎となる法律関係が債務者の行為前に存在していること」、②「当該法律関係から債権が発生したこと」の2点が必要であると考えられ、かつ、これで十分であると解される。

7 検討事例のXは、SのYに対する贈与が行われる前にSとの間で信用保証委託契約を締結し、かつ、当該贈与後に当該信用保証委託契約に基づき求償権を取得しているのであるから、民法424条の「債権者」に該当するといふべきである。

第3 詐害性等の判断

1 前記のとおり、債権者と債務者との間で債権発生基礎となる法律関係が存在し、これに基づいて債権が発生した場合には、民法424条の「債権者」の要件を満たす。もっとも、そのことは、当該債権者が、民法424条の「債権者」として、債務者の行為の具体的な詐害性を主張する適格が与えられたに過ぎない。債務者の行為が債権者の債権を害するか否かは別の考察が必要である。債権者と債務者との間で債権発生基礎となる法律関係が存在していた場合であっても、債務者の法律行為が実際に債権者を害するものでなければ、当該法律行為が債権者を「害する」とはいえないからである。なお、「害する」の意味が問題となるものの、典型的な事案と本件で問題とする事案との違いは、被保全債権が発生する前に法律行為が存在するという点にあるから、「害する」の意味自体は、典型的な債権発生後に債務者による法律行為がなされた事案において判例が採用する相関関係説と異ならないと考えられる。

2 では、債権発生基礎となる法律関係が存在するものの、未だ債権が発生していない段階における債務者の行為が、債権者を「害する」のはどのような場合なのか。

まずは、債務者の行為自体を詐害行為取消権の対象とする以上、仮に当該行為が被保全債権が発生したとすれば債権者を「害する」ものであったという事情は必要であろう。この要件を満たすことが

できないのであれば、当該行為がその後に発生する被保全債権の債権者を害することは不可能だからである。ただし、あまりに過去の債務者の行為は、詐害性を有しないと事実認定が多くなるものと思われる。

次に、そのような債権者を害する影響が、実際に発生した債権に対しても及ぶことが必要であると考えられる。具体的には、詐害行為後も債務者の無資力が継続することが必要であると考えられる。なぜなら、基礎となる法律関係に基づいて債権が発生したとしても、債権発生当時までに債務者の資力が回復しているのであれば、責任財産の状態は当該債権にとって十分であり、債権者による債務者の財産管理権限への介入を正当化する根拠を失うからである。

このように、債権発生基礎となる法律関係が存在するものの、未だ債権が発生していない段階で詐害行為が行われた場合の詐害性の判断は、過去の債務者の行為に詐害性が認められない場合が増加し、かつ、実際に債権が発生するまでに債務者の資力回復の可能性があるという点で、債権発生後に詐害行為が行われた場合に比べて、抽象的にはやや難しくはなる。しかし、詐害性の基本的な判断構造は債権発生後に詐害行為が行われたのと変わらないといふべきであり、債権発生直前に債務者が財産を処分したり、債務者が財産を処分した後も債権発生まで債務者の資力状況に変更がない事例であれば、詐害性の認定もそれほど難しくはないものと思われる。

3 なお、債務者の詐害意思や受益者の善意についても、仮に当該行為が被保全債権が発生したとすれば債権者を「害する」ものであったという事情の認識の有無が必要であると思われる。そのため、過去の債務者の資力を前提とするために詐害意思が認められない場合が増加したり、受益者が債務者の資産状況について知っていることが抽象的には少なくなるという事例が増加することは詐害性の判断と同じである。しかし、基本的な判断構造は債権発生後に詐害行為が行われたのと同様であり、債権発生直前に債務者が財産を処分したり、債務者が財産を処分した後も債権発生まで債務者の資力状況に変更がない事例であれば、債務者の詐害意思や受益者の悪意の認定も、やはり債権発生後に詐害行為が行われた場合と比べてもそれほど難しくはないものと思われる。

4 これを踏まえて、検討事例をみると、Sは、平成25年9月30日時点で、大幅な債務超過状態であった

というのであり、そのような状況が変わらない中で、平成26年3月30日、Sは、その所有する唯一の不動産(無担保)をSの代表者の妻であるYに贈与したというのである。そうであれば、仮に、SのYに対する不動産の贈与時点でXのSに対する求償権が発生していれば、Sの贈与はXの求償権を害することは明らかである。そして、そのような状況に変化がないまま、XがGに対して代位弁済し、Sに対して求償権を取得したというのであるから、この時点においてもSのYに対する贈与行為の詐害性の影響がXのSに対する求償権に及んでいると認められる。そのため、SのYに対する贈与は、Xとの関係で詐害性を有するというべきである。そして、無資力のSは通常詐害意思があるといえ⁷、これを覆すような事情も認められないことから、Sの詐害意思も認められるであろう。さらに、YがSの妻であり、Sの代表者と同居していることからSの状況を聞き及んでいる可能性が高いこと、本件不動産はYにとって重要な資産であり詐害行為に協力する動機があること、SのYに対する贈与行為がSの破綻直前の時期に行われていることからすれば、Yの悪意も認められるものと思われる。

※なお、脱稿後に発表された民法(債権関係)の改正に関する要綱案によれば、債権者は、被保全債権が詐害行為前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、詐害行為取消請求をすることができるとされている。

以上

- 1 ここでの「債務者」とは、中小企業や小規模債務者を指す。
- 2 例えば、債務者は、保証機関を利用することによって、取引金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用による融資枠の拡大を図ることができる等の利益を享受できる。これにより、中小企業・小規模債務者の金融円滑化が図られる。
- 3 なお、本稿における意見にわたる部分は私見であり、当職が関係するいかなる団体の意見でもないことを念のため付言する。
- 4 我妻榮『新訂債権総論』(岩波書店、10刷、昭和48年)178頁参照。
- 5 詐害行為発生後に債権を取得すべき株式会社の株主に対する出資請求権の発生をみこして払込催告前に詐害行為がなされた場合に詐害行為取消を認めた事例である。
- 6 信用保証協会の求償権について、東京地判平成15年6月25日LLI/DB・L05832595、仙台高判平成16年7月14日判時1883号69頁、東京地判平成17年11月30日LLI/DB・L06034571を参照。生命保険会社の求償権については、東京地判平成24年1月12日LEX/DB25490922を参照。個人の求償権については大阪地判昭和62年1月27日金商766号38頁参照。租税債権については、佐賀地判昭和32年12月5日訟務月報4巻163頁、福岡地判昭和36年3月30日下民集12巻3号671頁、大阪地判平成元年3月16日金融法務事情1221号34頁、大阪高判平成2年9月27日判タ743号171頁、横浜地判小田原支部平成7年9月26日金法1450号95頁を参照。財産分

与請求権については、京都地判平成4年6月19日判タ813号237頁を参照。貸金債権については、東京地判平成15年10月28日金商1183号6頁を参照。

- 7 大判昭和13年3月11日法律新聞4259号13頁参照。

【参考文献】

- ・下森定『詐害行為取消権の研究—下森定著作集—』(信山社、2014)
- ・同『債権者取消権の判例総合解説』(信山社、2010)
- ・飯原一乗『詐害行為取消訴訟』(悠々社、2006)
- ・同『詐害行為取消権・否認権の研究』(日本評論社、1989)
- ・中田裕康『債権総論』(岩波書店、3版、2013)
- ・潮見佳男『プラクティス民法債権総論』(信山社、4版、2012)
- ・同『債権総論Ⅱ—債権保全、回収、保証、帰属変更—』(信山社、3版、2005)